

○東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>別表17（令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金） 1～3（略）</p> <p>4（令和4年度措置に係るもの） （表略）</p> <p>（注） 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（被災農業者に福島県高付加価値産地展開支援事業実施要綱（令和3年6月30日付け3生産第709号農林水産事務次官依命通知）に定める事業を対象として融通されるものを除く。）。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>別表17（令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金） 1～3（略）</p> <p>4（令和4年度措置に係るもの） （表略）</p> <p>（注） 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（被災農業者に東日本大震災農業生産対策交付金事業を対象として融通されるものを除く。）。</p> <p>2～3（略）</p>

附 則（令和4年9月30日4経営第1606号）  
この通知は、令和4年9月30日から施行する。